

使用者  
募集中

合葬式墓地は、生前に自分のお墓を決めたい方・親族に負担をかけたくない方にも安心して使用していただける墓石などを建立する必要がないお墓です。



# 大阪府設 瓜破霊園内 合葬式墓地

## ◆使用料(1体あたり)

※大阪市民以外の方は、使用料が1.5倍となります。  
ただし、条件があります。【資格(2)参照】

直接合葬型 50,000円  
(骨壺の大きさに制限はありません)

10年保管後合葬型 100,000円

20年保管後合葬型 150,000円

以後、管理料のお支払いの必要はありません

## ◆資格

### 現在お持ちのご遺骨を埋蔵される場合

- (1)大阪府居住者の方(申込日現在、大阪府に住民登録が3か月以上ある方)
- (2)大阪府居住者以外の方で以下のいずれかに該当する方
  - 生前に大阪府居住者であった方のご遺骨を埋蔵される方
  - 市設霊園の使用者で、現在使用中の霊地を返還した上で埋蔵されているご遺骨を移(改葬)される方
  - 市立服部納骨堂の使用者で、服部納骨堂へ納骨されているご遺骨を移(改葬)される方

### 生前にご予約いただく場合

- 申込日現在、大阪府に住民登録が3か月以上ある、満65歳以上の方

## ◆記名料(1体あたり)

記名板への記名 50,000円

合葬式墓地へ眠る人々の歴史を刻むことができる記名板です。お名前(本名)とあわせて、生年月日・死亡年月日を刻むことができます。



※記名板への記名は希望制です。

大阪太郎  
2123.1.11-2213.1.23

※イメージです。

見学  
自由



約30分に1本  
お出迎え

出戸駅より **無料** 送迎車運行中!!

※Osaka Metro谷町線「出戸」駅下車、  
③号出口または④号出口、無料送迎車で約10分

瓜破霊園管理事務所 〒547-0022 大阪府平野区瓜破東4-4-164  
**06-6709-4000**

開園日時 月曜日を除く9:00~17:00 ※祝日の月曜日やお盆などは開園

大阪府設霊園指定管理者 株式会社オフィスSKG

## ◆ 施設の概要

設置者 大阪市

開設 平成22年3月

所在地 大阪市平野区瓜破東4-4-164  
(瓜破霊園内)

開場日時 月曜日を除く 9:00~17:00  
※祝日の月曜日やお盆などは開場します。

規模 建築面積 244㎡(地上1階、地下1階)  
合葬室 24,200体  
納骨壇 4,000体 収容可能

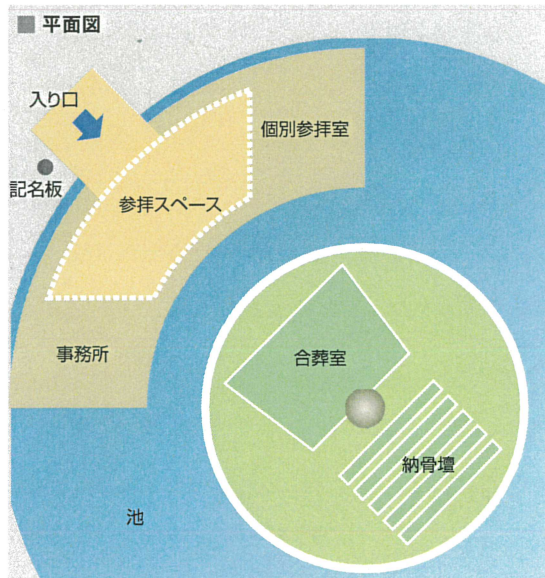
### 主な施設

- 参拝スペース ●納骨壇 ●追悼の丘
- 個別参拝室 ●合葬室

## ◆ 合葬室・納骨壇

追悼の丘の下には、合葬式墓地を安住の地と定めた多くの人々が共同で眠る合葬室が備えられています。また、骨壺に納められたご遺骨を、個別に10年間もしくは20年間安置できる納骨壇があります。

ご注意:合葬室・納骨壇設置場所には立ち入りできません。



## ◆ 合葬式墓地の特色

- 亡くなられた方のご遺骨を共同で埋蔵するお墓です。ご遺骨を10年間又は20年間個別に保管させていただいた後に共同で埋蔵するタイプも選べます。
- お墓の継承にお悩みの方でも安心してご利用いただけます。
- 墓石等を建立する必要がありません。
- 生前でのお申込みもできます。



## 記名板(希望制)

合葬式墓地に眠る人々の歴史を刻むことができる記名板です。お名前(本名)とあわせて、生年月日・死亡年月日を刻むことができます。



# 募集の概要

## ◆ 募集種類

| 種類                      |
|-------------------------|
| 直接合葬型 (骨壺の大きさに制限はありません) |
| 10年保管後合葬型*              |
| 20年保管後合葬型*              |

\*骨壺の大きさに制限があります。  
(P5「使用上のご注意」3参照)

## ◆ 使用料

| 種類        | 使用料 (1体あたり) |
|-----------|-------------|
| 直接合葬型     | 50,000円     |
| 10年保管後合葬型 | 100,000円    |
| 20年保管後合葬型 | 150,000円    |

\*大阪市居住者以外の方は、使用料が1.5倍となります。  
ただし、条件があります。(「資格」(2)参照)

## ◆ 資格

### 現在お持ちのご遺骨を埋蔵される場合

- (1) 大阪市居住者の方  
(申込日現在、大阪市に住民登録が3か月以上ある方)
- (2) 大阪市居住者以外の方で以下のいずれかに該当する方
  - 生前に大阪市居住者であった方のご遺骨を埋蔵される方
  - 市設霊園の使用者で、現在使用中の霊地を返還した上で埋蔵されているご遺骨を移(改葬)される方
  - 市立服部納骨堂の使用者で、服部納骨堂に納骨されているご遺骨を移(改葬)される方

### 生前にご予約いただく場合

申込日現在、大阪市に住民登録が3か月以上ある、満65歳以上の方

## ◆ 受付場所

### 大阪市設瓜破霊園管理事務所

〒547-0022 大阪市平野区瓜破東4-4-164

☎06-6709-4000

使用許可申請書に必要な書類(P3「申込みに必要なもの」参照)を添えてお申込みください。

\*電話でのお申込みは受付いたしません。

\*南・北・服部霊園管理事務所でも受付を行います。

## ◆ 記名料

| 種類  | 記名料 (1体あたり) |
|-----|-------------|
| 記名板 | 50,000円     |

- 記名板への記名は希望制です。
- 納入後の記名料は返還できません。
- 記名板への記名については、合葬式墓地使用の申請書提出時・提出後でもお申込みいただけます。
- 記名板への記名は、合葬式墓地へご遺骨を埋蔵した後に彫刻します。生前中の記名はできませんのでご注意ください。
- 複数の埋蔵者のお名前を、隣接した位置に彫刻を希望される場合には、必要人数分を同時にお申込みいただく必要があります。

## ◆ 使用料の納入

お申込みの受付が済みますと、納入通知書(振込用紙)を発行し、ご自宅に送付します。最寄りの金融機関や郵便局で納入期限までに納入してください。

\*納入後に種類を変更することはできません。  
(P5「使用上のご注意」8参照)

## ◆ 見学の受付

見学を随時受け付けています。希望される方は、管理事務所へ申し出てください。

\*合葬室、納骨壇の見学はできません。

# 合葬式墓地ご利用案内

※10年間・20年間保管後合葬型は、使用許可後の保管期間で埋蔵(納骨)後では  
ありません。

## 直接合葬型

ご遺骨を骨壺から取り出して  
合葬室へ共同埋蔵します。

使用許可



亡くなられてから  
ご遺骨納骨



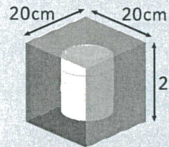
## 10年間保管後合葬型

使用許可から10年間、骨壺に  
入れた状態でご遺骨を納骨壇  
で保管します。保管期間終了  
後、ご遺骨を骨壺から取り出し  
て合葬室へ共同埋蔵します。

使用許可



亡くなられてから  
ご遺骨納骨



納骨壇に保管中のご遺骨は  
返還が可能です。

使用許可日  
から  
10年間  
保管

保管期間満了



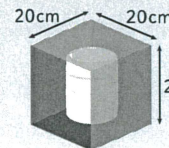
## 20年間保管後合葬型

使用許可から20年間、骨壺に  
入れた状態でご遺骨を納骨壇  
へ保管します。保管期間終了  
後、ご遺骨を骨壺から取り出し  
て合葬室へ共同埋蔵します。

使用許可



亡くなられてから  
ご遺骨納骨



納骨壇に保管中のご遺骨は  
返還が可能です。

使用許可日  
から  
20年間  
保管

保管期間満了



共同埋蔵  
合葬室

ご遺骨は一切返還することができません。

# 申込資格の詳細

## ◆ 申込みに必要なもの

合葬式墓地使用許可申請書に、下記の書類を添えてお申込みください。

| 申込区分       |   | 必要書類   |  |
|------------|---|--|--|
|            |   | 申請者の資格確認   | 遺骨の確認  |
| 遺骨所持者による使用 | 大阪市居住者の方                                | ●申請者の住民票等<br>※発行日から3か月以内のもの  | ●ご遺骨を保有していることが分かる書類(埋火葬許可証、埋蔵証明書、収蔵証明書等)<br>●申立書 |
|            | 大阪市居住者以外の方<br>生前に大阪市居住者であった方のご遺骨を埋蔵する場合 | ●申請者の住民票等<br>●亡くなられた方が生前に大阪市居住者であった事が証明できる公的な書類(死者の住所が記載された埋火葬許可証、住民票、戸籍関係書類等) |  |
|            | 市設霊園及び市立服部納骨堂から移す(改葬する)場合               | ●申請者の住民票等<br>●市設霊園等の使用許可証  | _____  |
| 生前予約使用     | 申込日現在<br>満65歳以上である<br>大阪市居住者の方          | ●申請者の住民票等<br>※発行日から3か月以内のもの  | _____  |

※個人情報とは合葬式墓地使用許可の目的以外に使用しません。  
 ※ご本人が直接申請を行うことが困難な場合には、申請を委任され方(代理人)による代理申請が可能です。  
 (代理申請の際には、代理人の方の本人確認書類が必要です)

## ◆ 使用許可証の交付と埋蔵(納骨)

使用料の納入を確認後、合葬式墓地使用許可証を簡易書留でお送りします。使用許可証が届きましたら、埋蔵(納骨)に必要な書類をご用意のうえ、合葬式墓地にご遺骨をお持ちください。(なお、ご遺骨をお持ちの日時につきましては、予めご連絡ください)

## ◆ 遺骨保管の延長(10年間・20年間)

生前予約の使用者が遺骨保管満了期日までに延長を申し立てた場合は、保管期間を延長できます。保管を延長する場合の使用料は、10年間延長する場合50,000円、20年間延長する場合100,000円です。



追悼の丘



参拝スペース



個別参拝室(有料)

# 使用上のご注意

合葬式墓地を使用するにあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「大阪市設霊園条例」、「同施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。

## 1 使用权の消滅について

次の場合には、合葬式墓地の使用权を消滅又は取り消します。

- 現在保有するご遺骨を埋蔵するために使用許可を受けた後、特段の理由なく1年以内に埋蔵を行わない場合
- 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
- 大阪市設霊園条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき

## 2 埋蔵については、使用許可を受けたご遺骨に限ります。

## 3 骨壺の大きさについて

10年間・20年間保管後合葬型を申請された方について、ご遺骨を保管する納骨壇の大きさが幅、奥行及び高さそれぞれ20cmとなっていますので、各20cm以下の骨壺1つを受け付けます。骨壺を合葬式墓地へお持ちいただく際は大きさに十分注意してください。規定の大きさよりも大きい場合、骨壺を受け付けることができません。なお、直接合葬型を申請された方については、骨壺の大きさに制限はありません。

## 4 合葬室、納骨壇設置場所へは立ち入ることができません。ご遺骨の納骨壇への保管、合葬室への埋蔵は設置者が行います。一度納骨壇へ保管したご遺骨は、祭祀の際にもご遺骨を参拝室等へ移動させることはできません。

## 5 合葬室へ共同埋蔵されたご遺骨は、一切返還することができません。

## 6 納骨壇に保管されている間のご遺骨については、他の霊園へ移す(改葬する)場合に限り返還することができます。なお、改葬の申請は、使用許可を受けた方のみ可能です。保管期間が経過後、ご遺骨が合葬室へ共同埋蔵されますと一切返還することができません。

## 7 生活保護を受給されている大阪市居住者の方は、合葬式墓地の使用料の半額を減額することができますので、使用許可の申請時にお申し出ください。(申請書を受付けたあとの減額はできませんのでご注意ください)

## 8 使用許可を受けた後、ご遺骨をお持ちいただく前に合葬式墓地の使用を辞退された場合、もしくは納骨壇で保管中のご遺骨を改葬のために返還を受けた場合、合葬にかかる費用として納められた使用料のうち、次の金額をお返しします。

- (1)直接合葬型 …………… 全額
- (2)10年間保管後合葬型 …………… 2分の1
- (3)20年間保管後合葬型 …………… 3分の1

※記名料については、返金いたしません。

# 大阪市設瓜破霊園 合葬式墓地アクセス



## ◆大阪市設瓜破霊園 **無料**送迎車〈時刻表〉

| Osaka Metro「出戸」駅:発 |       | 霊園管理事務所前:発         |       |
|--------------------|-------|--------------------|-------|
| 瓜破霊園:行             |       | Osaka Metro「出戸」駅:行 |       |
| 時                  | 分     | 時                  | 分     |
| 9                  | — 30  | 9                  | — —   |
| 10                 | 00・30 | 10                 | 18・48 |
| 11                 | 00・30 | 11                 | 18・48 |
| 12                 | 00・30 | 12                 | 18・48 |
| 13                 | 00 —  | 13                 | — 48  |
| 14                 | 00・35 | 14                 | 23・58 |
| 15                 | 10・45 | 15                 | 33 —  |
| 16                 | — —   | 16                 | 00・30 |

※月曜日**運休**(祝日の月曜日などは運行しています。)

## ◆最寄交通機関

Osaka Metro 谷町線

- 「喜連瓜破」駅④号出口から南東へ約1km。
- 「出戸」駅③号出口から南西へ約1km。

※「出戸」駅③号出口または④号出口付近の乗り場から無料送迎車をご利用いただけます。左記の時刻表をご参照ください。

## ◆開園日時

月曜日を除く 9:00~17:00

※祝日の月曜日やお盆などは開園しています。

## お問い合わせ先 瓜破霊園管理事務所

〒547-0022 大阪市平野区瓜破東4-4-164

**☎06-6709-4000**

大阪市設服部・南・北霊園でもお問い合わせ・申込受付をしております。  
(各霊園は月曜日が休日ですが、祝日の場合は開園しています。)

大阪市環境局ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/>

合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所

ふりがな

申請者 氏 名

電話番号

大阪市設霊園条例第20条の5第1項の規定により、合葬式墓地の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
| 使用区分<br>(□にレをつけてください。) | <input type="checkbox"/> 遺骨所持者による使用 <input type="checkbox"/> 生前予約使用                                 |  |
| 使用形態<br>(□にレをつけてください。) | <input type="checkbox"/> 10年間保管後合葬 <input type="checkbox"/> 20年間保管後合葬 <input type="checkbox"/> 直接合葬 |  |
| 埋蔵者                    | 氏 名   |  |
|                        | 住 所   |  |
|                        | 申請者との続柄   |  |



# 合葬式墓地記名申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所

ふりがな

申請者 氏 名

電話番号

大阪市設霊園条例第20条の8の規定により、合葬式墓地の記名板に埋蔵者の氏名の記名を受けた  
いので、次のとおり申請します。

|        |      |       |       |       |
|--------|------|-------|-------|-------|
| 許可証の番号 | 第 号  |       |       |       |
| 埋蔵者    | 氏 名  |       |       |       |
|        | 生年月日 | 年 月 日 | 死亡年月日 | 年 月 日 |

# 申 立 書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

埋蔵者

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

死亡年月日 \_\_\_\_\_

上記埋蔵（予定）者は、私（申請者）の（続柄） \_\_\_\_\_ にあたる者です。

私は、埋蔵（予定）者の祭祀主宰者として、合葬式墓地の使用許可にかかる一切の責務を果たすことをお約束します。

万一、埋蔵（予定）者の親族などから異議申し立て等があった場合には、私が責任を持って処理し、大阪市に対して迷惑をかけません。